認定範囲の考え方

ISO/IEC 17025 5.3項

試験所は、本規格に適合するラボラトリ活動の範囲を明確にし、文書化すること。 試験所は、継続的に外部から提供される試験所活動を除いた当該試験所活動の範囲に限定して、 ISO/IEC 17025への適合を主張すること。

JIS Q 17025:2018の解説 5 f)

ラボラトリが日常的に実施しているか、又は日常的に実施していないが実施する能力をもつラボラトリ活動の"範囲"を文書化することが新たに要求されている。これは、ラボラトリ自身が技術的に責任をもつことができる(技術的な評価を実施できる)ラボラトリ活動の範囲を示すもので、ラボラトリ自身が実施できず恒久的に外部から提供されるラボラトリ活動は含めてはならない(WG44では、ラボラトリ自身が実施する能力を持たない活動には、ラボラトリは技術的な責任を持てないという考えをもっていた)。

→ 試験や検証の一部(例:参照規格の試験、NSA、SVSWR測定等)を外部に継続的に委託している場合には、試験所は試験規格の該当項を認定範囲として主張することはできない。

試験規格からの試験(測定)参照例

試験規格(年号省略)	試験(測定)内容	項番号(参照規格)
ANSI C63.4	NSA SVSWR 放送受信機	Annex D 5.5.1 (CISPR 16-1-4) 12.3
CISPR 32 VCCI-CISPR 32 EN 55032	NSA SVSWR	A.1(CISPR 16-1-4) A.1(CISPR 16-1-4)
CISPR 35	静電気放電試験 放射無線周波数妨害試験 誘導伝導妨害試験 電源周波数磁界試験 FT/B試験 サージ試験 瞬断・瞬停試験 広帯域インパルス雑音試験(xDSLポート)	4.2.1 (IEC 61000-4-2) 4.2.2 (IEC 61000-4-3/4-20/4-21) 4.2.2 (IEC 61000-4-6) 4.2.3 (IEC 61000-4-8) 4.2.4 (IEC 61000-4-4) 4.2.5 (IEC 61000-4-5) 4.2.6 (IEC 61000-4-11) 4.2.7

継続して外注する場合にはその項番を認定範囲から除外